

省 令

○厚生労働省令第六十二号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令
生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第六条 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、令和三年二月一日から同年六月三十日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合若しくは第十二条第二項に規定する場合に該当する者又はこの条の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>第六条 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、都道府県等は、第十六条の規定にかかわらず、生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者であつて、その支給が終了した後に、この省令の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に生活困窮者住居確保給付金の支給を申請したもの（生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又は第十二条第二項に規定する場合に該当する者を除く。）が、第十条各号のいずれにも該当する者であるときは、三月間生活困窮者住居確保給付金を支給することができる。</p>

附 則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

○総務省告示第百十八号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和三年三月二十九日

総務大臣 武田 良太

都道府県名	市名	競馬を行うことができる期限	条 件
北海道	帯広市	令和四年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	令和五年三月三十一日	同右
千葉県	船橋市 習志野市	令和四年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	令和五年三月三十一日	同右
愛知県	名古屋市 豊明市	令和四年三月三十一日	同右
佐賀県	鳥栖市	同右	同右

○総務省告示第百十九号

自転車競技法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、令和三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和三年三月二十九日

総務大臣 武田 良太

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条 件
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	令和三年六月三日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。
茨城県	取手市	令和四年三月三十一日	

○総務省告示第百二十号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、令和三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

令和三年三月二十九日

総務大臣 武田 良太